

鳥取県告示第3号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成19年1月9日

鳥取県西部総合事務所長 大西喜久子

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
有限会社セイフティケア	岩美郡岩美町 大字宇治722 -6	有限会社セイフティケア	米子市浦津146-3	居宅介護、 重度訪問介護	平成18年12月 26日